

山梨県消防団員サポート事業促進施策実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県内の市町村が実施する消防団員又はその家族（以下「団員等」という。）に対し、予め登録した店舗において、団員等であることを確認できる書類の提示を受けて特典を提供する事業（以下「サポート事業」という。）の促進に関し必要な事項を定め、もって消防団活動の活性化に寄与するものとする。

(実施主体及び実施の目的)

第2条 サポート事業については、山梨県内のそれぞれの市町村において実施要領等を定めて行うものであるため、山梨県は、県内に多店舗を構える総括店舗・事業所（以下「総括事業所」という。）との間で、サポート事業の実施への理解と協力を得るための申し合わせを行うことにより、サポート事業を実施しようとする市町村が、効率的かつ効果的に事業を進められるようにするものである。

(総括事業所の選定方法)

第3条 総括事業所の選定については、県民生活に関連が強い小売業を基本とし、市町村の要望等を踏まえて行う。ただし、次の各号に該当する事業所については選定しないものとする。

- (1) 各種法令に違反しているもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものが経営するもの。
- (3) 宗教活動、政治活動に関するもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか消防保安課長が適当でないと認めるもの。

(申し合わせ事項)

第4条 県と総括事業所は、次の各号により、必要な事項についての申し合わせを行うこととする。

- (1) 特典の内容
- (2) 特典が受けられる店舗が対象とする市町村の範囲（店舗所在市町村、店舗所在市町村及び隣接市町村、県内全市町村など）
- (3) 特典が受けられる対象者（消防団員、消防団員の家族など）
- (4) 特典が受けられる対象者の確認方法（団員証、専用カードなど）
- (5) その他、サポート事業の実施に関し必要な事項

(申し合わせ方法)

第5条 申し合わせは、「消防団員サポート事業の実施に関する申し合わせ」(標準様式1)により行うものとする。

(広報による周知)

第6条 山梨県は、サポート事業の実施に関する申し合わせを行った総括事業所について、市町村への通知及び広報等によりサポート事業の周知に努めるものとする。

附 則 平成30年 6月 18日 一部改正

(標準様式1)

消防団員サポート事業の実施に関する申し合わせ

この申し合わせは、山梨県消防団員サポート事業促進施策実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、市町村が行う消防団員サポート事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 消防団員サポート事業の実施に関する事項

(1) 特典の内容

(2) 特典が受けられる店舗が対象とする市町村の範囲

(3) 特典が受けられる対象者

(4) 特典が受けられる対象者の確認方法

(5) その他、消防団員サポート事業の実施に関し必要な事項

2 申し合わせ事項の発効

特典を提供する総括店舗・事業所と山梨県との間において、当該申し合わせ事項を相互に確認のうえ、取り交わしが完了したときとする。

なお、特典を提供する総括店舗・事業所が既に市町村からサポート事業の対象店舗として登録されている場合は、当該市町村での特典が優先されるものとする。

3 申し合わせ事項の変更・停止

「1 消防団員サポート事業の実施に関する事項」について、変更又は停止の必要が生じた場合、特典を提供する総括店舗・事業所は、山梨県に対してそ

の旨の連絡を行うとともに、申し合わせ事項の変更又は停止に関し必要な手続きを行うものとする。

4 申し合わせの取り止め

山梨県は、申し合わせを行った総括事業所が、実施要項第3条各号のいずれかに該当すると認めた場合は申し合わせ事項を取り止めることができるものとする。

5 信義則

この申し合わせに取り決めのない事項や疑義が生じた場合は、申し合わせ者が協議し、相互に問題解決に努めるものとする。

令和 年 月 日

申し合わせ者

甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県知事 長崎 幸太郎

所在地

総括事業所名・代表者名